

京都市告示第 292 号

平成 11 年 5 月 6 日京都市告示第 121 号（建築計画概要書，築造計画概要書及び処分の概要書の閲覧について）を次のように改正します。

平成 17 年 8 月 10 日

京都市長 榎 本 頼 兼

概要書の閲覧について

建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 3 項の規定により，建築計画概要書，築造計画概要書，定期調査報告概要書，定期検査報告概要書，処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧について次のように定めます。

なお，平成 11 年 5 月 6 日京都市告示第 121 号は廃止します。

- 1 概要書の閲覧場所を都市計画局建築指導部審査課内に置く。
- 2 概要書を閲覧できる日は，次に掲げる日以外の日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日，同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 3 概要書の閲覧時間は，午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 4 市長は，前 3 項の規定にかかわらず，概要書を整理する必要があると認めるとき，その他必要があると認めるときは，閲覧場所，閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することができる。
- 5 概要書を閲覧しようとする者は，別記様式による閲覧申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 概要書は，閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。
- 7 概要書の閲覧を申請した者が，次の各号のいずれかに該当するときは，概要書の

閲覧を禁止し、又は制限することがある。

- (1) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。

別記様式

閱 覧 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —

建築基準法第93条の2の規定により概要書の閲覧を申請します。	
概要書の種類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書・定期検査報告概要書 (<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 遊戯施設) <input type="checkbox"/> 処分の概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書
確認年月日及び確認番号	確認日 年 月 日 確認番号 第 号 (受付番号)
所在地	京都市 区
建築主又	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

は築造主	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
建築物の 名称及び 用途	名称	用途
閲覧の目 的	<input type="checkbox"/> 1 建築物の概要全般 <input type="checkbox"/> 2 建ぺい率・容積率 <input type="checkbox"/> 3 日照・通風・電波障害 <input type="checkbox"/> 4 道路・排水状況等 <input type="checkbox"/> 5 土地建物の売買等 <input type="checkbox"/> 6 隣地境界線・建物配置・敷地形状等 <input type="checkbox"/> 7 訴訟準備 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
閲覧の理 由	<input type="checkbox"/> 1 設計事務・不動産取引事務・法律事務等業務上の閲覧 <input type="checkbox"/> 2 官公庁の業務上の閲覧 <input type="checkbox"/> 3 その他の閲覧 ()	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(都市計画局建築指導部審査課)